



平成23年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 N I T T O H
代表者の役職氏名 代表取締役社長 中野 英樹
(コード番号：1738 名証第二部)
問 い 合 わ せ 先 取締役経理部長 伊藤 寿朗
T E L 052-915-3210(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成23年6月18日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は会社法第2条第6号に定める大会社ではありませんが、株式会社名古屋証券取引所における「上場有価証券の発行者の会社情報適時開示等に関する規則」の規定を受け、また併せてコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外監査役を選任して、監査役会を設置することとし、これに対応するため、所要の変更を行うものであります。

- ① 機関として監査役会を設置する旨を定めるものであります。
- ② 監査役会に関する規定を新設するものであります。
- ③ 社外監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月18日(土)
定款変更の効力発生日	平成23年6月18日(土)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(3) <u>会計監査人</u>	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 16 条 (条文省略)	第 5 条～第 16 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役、監査役 <u>及び</u> 取締役会	第 4 章 取締役、監査役、 <u>取締役会及び</u> 監査役会
第 17 条～第 24 条 (条文省略)	第 17 条～第 24 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(常勤の監査役)</u>
	<u>第 25 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の招集通知)</u>
	<u>第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u>
	<u>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 25 条～第 32 条 (条文省略)	第 28 条～第 35 条 (現行どおり)